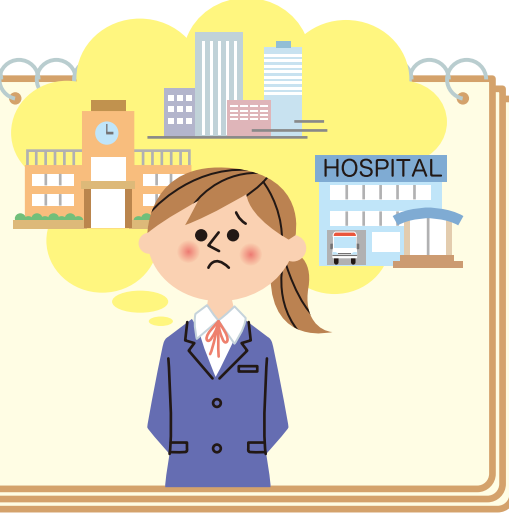


マイナンバーあるある

実際にどんな場面で
必要になるのか
まだピンとこないな…



マイナンバーが
必要な場面を具体的に
教えてほしいな

私たちには、使う機会
はないのかしら？

まず、就職したとき、会社にマイナンバーを提供しなければなりません。マイナンバーは、健康保険や年金、税を納める手続きなどに必要になるからです。結婚して子供が生まれたときにも必要となってきます。児童手当などの経済的な支援を受けるときに必要です。それに、福祉や介護の手続きをするとき、年金を受け取る時にも必要です。また、地震などの災害時、支援制度を利用するときにもマイナンバーは活用されます。このように、いろいろな場面で使うことになります。

たしかに中学生のうちは、自分で使う機会ほとんどないかもしれませんが、高校生・大学生になったら使う機会が出てきます。みんなの中にも高校生・大学生になったらアルバイトをする人がいると思いますが、アルバイトの場合でも、アルバイト先にマイナンバーを提供する場合があります。

また、高校や大学に進学するとき、経済的な負担を考えて、奨学金を利用する人もいます。今後は、奨学金の手続きでも、本人や家族のマイナンバーが必要になる場合があります。



就職したら



進学時にも



災害が起こったとき…

大人になったら、さまざまな場面で必要

中学生のうちはまだマイナンバーを利用する機会がありませんが、社会人になるとさまざまな場面で利用することになります。「どんなときに、どのように使うのか」、具体的なマイナンバーの利用シーンを覚えておきましょう。

<p>✓ 就職したら</p> <p>税を納める手続きや雇用保険の手続きなどで勤務先に提供</p>	<p>✓ 子供が生まれたとき</p> <p>児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合に提供</p>
<p>✓ お年寄りになったとき</p> <p>年金給付の手続きをするため、年金事務所に提供</p>	<p>✓ 不測の事態で困ったとき</p> <p>○失業してしまった場合、雇用保険の給付のための手続きでハローワークに提供 ○災害に見舞われた場合、支援制度を利用するため、市区町村に提供</p>

いろいろな場面で関係するよ

高校生、大学生になってアルバイトをするかも…そんなときにも必要

アルバイト先では税や雇用保険などの手続きに従業員やアルバイトのマイナンバーが必要な場合があります。その際にアルバイト先にマイナンバーを提供する必要があります。マイナンバーを提供するときには、利用目的をよく確認して提供するようにしましょう。

マイナンバーは今後、奨学金等の申請にも

2017年以降、「高等学校等就学支援金」や「日本学生支援機構」の奨学金等の手続きでも、本人や家族のマイナンバーが必要となる場合があります。

※3 平成30年1月から、税務署の税務調査や生活保護を受給するための資力調査で、お金をどれくらい持っているのかを調べるため、銀行の預貯金口座にもマイナンバーが利用されることになります。